

4年制大学設置準備委員会 第2回会議 議事要旨

日 時 平成23年7月4日(月) 13:30~15:00

会 場 会議兼応接室

出席者 【委員】 樋田 豊次郎 委員長
笠原 幸生 委員
北郷 悟 委員
佐々木 松彦 委員
山村 慎哉 委員
柚原 義久 委員
工藤 昌夫 委員
佐々木 司 委員 以上8名
(欠席：銭谷眞美副委員長、藤澤正義委員 以上2名)

【市側】 穂積 市長
石井 副市長

【事務局】 堀井 大学設置準備室次長
近藤 " 参事
北嶋 " 副参事
熊地 " 主席主査
小杉山 " 主席主査
大内 " 主事
鈴木 " 主事

配付資料 1 4年制大学設置準備委員会 第1回会議 議事要旨
2 教員採用基本方針
3 新大学における施設整備方針について(案)……資料1
4 施設整備・法人化等検討委員について(案)……資料2
5 採用候補者選考委員について(現行)
6 4年制大学設置準備委員会第2回会議に当たっての意見
(欠席委員)

議事経緯

【議事(1) 施設整備方針について】

事務局

(資料1に基づき説明)

欠席されている藤澤委員からは、「大学の特色をどう生かすか

によって、施設整備は変わるので、現時点での意見は控えたい」というコメントがあった。

委員 前回美短を見学したときに、金沢美術工芸大と比べれば、きれいで充実した施設だという印象を受けた。

ただし、樹脂などの新しい素材に対応する施設や、薬品の処理に関してうるさく言われる時代にあって、その対応をどうするのかについては気になる。例えば樹脂を使ったりスプレー塗装をしたりするときに出る粉塵などを処理する設備が必要である。

また、現代美術に対応しようとする、誰もが多目的に使えるような広い空間があった方がよい。

委員 樹脂関係の素材を使いたいという学生は、最近増えてきているので、粉塵や有毒物質への対応として、部屋全体の空気を浄化したり、粉塵を吸い上げたりする機能がある樹脂工房のような施設を早めに作っておいた方がよい。

また、排水処理も重要であり、絵の具の中には水銀等が含まれている物もあるので、安全基準を満たすための対応が必要である。

さらに、美短を見学したとき、作品を引いて見て次の展開を考えることができるような距離が、制作部屋には十分になかったと感じた。共通工房とでも言うような、作品を作るときに使える何も無い広い部屋があった方がよいと思う。

委員 秋田大学では、ISO14001の認証を取得しているが、薬品の取扱いなども含め、今話があったような点をクリアする必要がある。樹脂関係の対応についてもうるさくなったので、秋田大学では素材として使うのをやめてしまったが、学生は新しいことに挑戦したいという気持ちが強いと思うので、対応できる体制を整えてみてもよいのではないか。

委員 藝大の場合、保存科学の教員がライセンスを持っている。その他の教員も、例えば大学にはホイスト式のクレーンがあるので、クレーンのライセンスはなるべく取るようにしている。

委員 ISO14001の認証は、大学全体で申請して取得する形で、秋田大学では3年ほど前に取得している。

委員 東京藝大では取得していない。

絵の具の廃液についても、処理施設はあるが十分対応できるものではなく、一度タンクに入れてまとめて業者に処理してもらっている。

委員 IS014001を取得すると、例えば、シンナーの量まで申告しなければならない。

委員 鋳金の場合でも、ヒ素を使ったりもするので、管理者を置くことは必須である。

委員長 設備も必要だが、教員がその設備を扱う資格を取得することも考えなくてはならないということだろう。

委員 藤澤委員からの意見にあるとおり、大学の特色をどういかによって施設整備が変わるので、その議論の方が先に必要だろう。

委員長 施設増築の具体的な方針はあるのか。

事務局 現時点では、例えば、先ほど話のあった共同の作業工房も含め、美短敷地内に軽量鉄骨の施設を作ることなどが考えられるが、方針の詳細については、委員会で話し合っただけのことを想定している。

委員長 プレハブの建設を検討しているという話も聞いたが、どうなのか。

事務局 施設整備の詳細な方向性については、今後、施設整備・法人化等検討委員に協議していただく。軽量鉄骨については、財政シミュレートの中で、仮に2,000㎡規模の施設を増築する場合には、軽量鉄骨が適当だろうという想定をしていたということである。福祉保健部の建物は軽量鉄骨で作っているので、実際に見ていただきながら説明することは可能である。

委員長 藤澤委員の意見で、中央街区へのサテライト校の設置に言及されているが、その点についてはどのような方向性か。

事務局 有識者委員会の提言書の中に、「単位互換の推進等、他大学と連携するうえで効率的と見込まれることから、中心市街地など他地域に共同キャンパスも設けることを検討すべき」とあった

ことを受け、基本構想にも「中心市街地などの他地域に共同キャンパスを設けることも検討する」ことを盛り込んだものである。

今回の藤澤委員の意見は、商工会議所から2月に出された要望書の中で中央街区へのキャンパス設置に触れていることから、それを受けてのものであらうと受け取っている。

委員長 先日駅前のフォンテ秋田6階にオープンしたサテライトセンターは、この施設整備とは関係ないということか。

副市長 増築や改修については、大学の新たな特色を打ち出した上で、新屋敷地内で間に合うのか、教員確保の面でどうなのかといった議論を経る必要がある。

4大化の議論が整理された段階で再検討が必要だとは思うが、サテライトセンターは、あくまで美短のための施設であり、今後2年間はそのままのつもりである。

いずれにしても、施設の増築・改修の場所・規模や、サテライトセンターの取扱いについては、今後の準備委員会での議論になる。

委員 美術系大学の場合、通常の大学と違って個人の所有物が多く、金沢美術工芸大には各専攻毎の部屋があるが、先日美短のキャンパスを見学したときには、授業の度に学生が移動する形で、学生がいる部屋が定まっていないうように見受けられたが、どうか。

委員長 先日は案内しなかったが、ホームルーム的な部屋はある。ただし、それが十分なスペースかは分からないので、今後増設も検討したいと考えている。

委員 各専攻の1学年毎に1部屋といった形での増設を考えているのか。

委員長 現状では、講義室をホームルーム的に使うなどしてやりくりしているが、新大学で専攻が大きく分かれるとなれば、各専攻各学年に一つずつかは分からないが、ご指摘のような部屋は必要だろう。

委員 1、2年生時は基礎を学ぶが、3、4年になると各専門に分かれていくので、制作にじっくり時間をかけて取り組める場が

- 必要だろう。
- 委員長 荷物置き場というよりは、各専攻毎のアトリエというイメージだろう。
- 委員 卒業制作は、いつ頃から始まるのか。
- 委員長 4年生になってからである。
- 委員 各指導教員に何人かずつ学生がついて卒業制作を行うと思うが、教員の研究室はそのような制作の場所ではないだろうから、やはりアトリエ的な部屋が必要になるだろう。
- 委員 講座単位で分かれるのか、研究室単位で分かれるのかでも違ってくる。講座であれば教員が何人かいて、共同で学生を指導するし、研究室であればその研究室にいる教員だけで指導することになる。新大学では、講座制よりも大きなグループで多くの教員による指導を行ってもよいのかもしれない。
- 委員 県立大の場合、法人化した際に大講座制にした。その方が動きやすいからであるが、そうなれば学生の居場所の考え方も変わってくる。
- 委員長 以前は講座制を前提に部屋が設けられていたが、現在は、例えば立体制作のための大きい部屋、平面制作のための部屋というような設け方でもよいかもしれない。
- 委員 共通の作業部屋さえあれば、そこに教員が行って指導やアドバイスをすることができる。
- 委員 金沢美術工芸大の場合、学生一人ひとりが自分の作品を置いたままにしておけるスペースがある。作業を中断する度に物を片付けるのでは非常にやりにくい。講座制でもそうでなくても、そういったスペースはあった方がよい。
- 委員 県立大の建築環境システム学科には大きな製図室があって、自分の作ったデザインを一定期間置いておけるようにしている。
- 委員 秋田大の美術科には、学生一人ひとりのためのスペースがある。

4年生からではなく、3年生くらいから、卒業制作に向けて学生の制作スペースを与えてあげるべきである。

委員長 そのスペースは、授業を行う場所とは違うのか。

委員 (秋田大学、金沢美術工芸大学、東京藝術大学いずれも)同じである。

委員長 授業を行い、その後も学生が居続けられる部屋があった方がよいということか。

委員 そのとおりである。

藝大には上野のほかに取手にもキャンパスがあり、例えば鋳造や木工などで大きな設備が必要なものはそこで行っている。どの科に所属していても、学部でも大学院でも、鋳造や木工を行うときは取手の設備を使う形である。

委員長 そのような共通の部屋は、何と呼んでいるのか。

委員 「実習室」「絵画室」「彫刻室」などと呼んでいる。東京藝大の場合は、素材毎に実習室を分けている。

委員長 資料1-1にある「実習室」については、これまでの話と同じようなイメージのものか。

事務局 そのとおりである。

現在の美短でも、例えば漆の実習室では、学生がそこで継続して漆の作品を制作できるようになっているので、他大学と同様のはずである。

委員 漆の場合は、特に特殊な設備が必要になる。

委員長 取手キャンパスの共通工房の管理は、どのように行っているのか。

委員 例えば、鋳造であれば鋳金の教員の誰かが共通工房の管理者になり、その下に非常勤教員や研究助手がつき、学生と一緒にいつ頃から鋳造を始めるかといったスケジュールを立てて対応する形をとっている。

取手の共通工房は、例えば鋳金の工房でも鋳金以外の学生を

- 受け入れており、単位には関係なく、自由制作の場として使える。
- 委員長 鋳造の工房を使ったとしても、それを鋳金の作品とする学生もいれば彫刻の作品とする学生もいて、それぞれの学生が所属している科の単位が与えられるということか。
- 委員 そのとおりである。作品を作り上げるために様々な実験を繰り返さなければならず、そのために共通工房を使うというイメージである。
- 委員長 新大学では、工房を預かる教員はあくまで工房の管理者であって、そこに来る学生を指導する立場ではなく、学生は素材を自由に扱えるようにするという考え方であったが、うまくいくのか若干不安があったので聞いた次第である。取手キャンパス型の管理方法であればうまくいくのではと感じる。
- 委員 上野の鋳金科には土間があって、日本古来の真土型^{まね}鋳造を中心に行っているが、取手の共通工房ではセラミック鋳造、ロストワックスのイタリア鋳造、ステンレス鋳造といった新しい技法も可能になっており、役割を若干分けている。そのため、一人の責任者が両方のキャンパスの工房を一括して管理するスタイルをとっている。
- 委員 美術系大学の学生は、他のコースの学生ともコミュニケーションをとるものか。
- 委員 コミュニケーションはよくとっている。
彫刻の学生でも映像を作ったり漫画を書いたりもする。興味がある分野であれば、他の科の学生と一緒に授業を受けたりする。
- 委員 教養大の場合、学生同士が集まる場所としてコンピュータールームがある。そこでクラブ・ボランティアの打合せや情報交換を行っている。また、美術系の場合、最近はコンピューターでデザインを考えることも多いと思う。そういった意味で、美短の現在のパソコン室だけでは足りるのが疑問である。
また、体育系の部室や用具を置いたりする場所はあるか。
- 委員 体育館の中に物置があって、そこに運動用具を置いておける。

また、レストハウスに学生が集まることもできる。

他に、大学開放センターの隣に、自主的に作品制作をするための創作工房棟という棟もあって、そこがいわゆる溜まり場としての機能も果たしている。

委員 いずれにしても、4年制大学になれば、2倍とは言わないまでも学生が増えるので、集まれる場所を充実させた方がよいだろう。

委員長 教養大では、パソコン室で学生同士の話し合いも行われているのか。

委員 他の学生の迷惑にならないよう、メールで話し合ったりしている。

委員 藝大の場合は、カードを示さないとパソコン室に入れないようにしているが、その辺りのセキュリティ管理はどのように行っているのか。

委員 部屋の使用は原則8時までとしているほか、パスワードを入力しないとパソコンを使えないようにしている。

委員 大学には様々な人が出入りするものであり、藝大でも学生の道具や作品がなくなったりすることがあったので、セキュリティはしっかりしなければならないと思う。

【議事(2) 施設整備・法人化等検討委員について】
事務局 (資料2に基づき説明)

委員長 法人化については、概ねどのようなスケジュールで決定に至ることを考えているのか。

事務局 法人化についての検討は、概ね来年度と考えている。
ただし、今年度、法人化に向けての基本的な考え方を9月の下旬頃までに決定し、10月中旬の第4回会議までに基本構想案を作り、11月中旬の第5回会議で基本構想案を決定していただければ、スムーズに次年度に繋がっていくのではと考えている。
その後は、決めるべきことがかなり多くあるので、今年度末から1年程度かけて法人化の準備を進めていきたいと考えている。

委員長 法人の形態に関わってくるような重要な人事は、文科省への大学設置申請時に決まっていなければならないのではないかと。

事務局 申請時には、法人の中身についての記載事項はないので、今年度、申請に向けてという意味では、準備委員会で法人組織や役員人事を決める必要はないと認識している。

委員長 ただいまの説明に、ご意見、ご質問等があればお願いします。

委員 法人組織については、まず理事長と理事を任命することになる。
県立大の場合、理事長を入れて6人の理事がおり、理事による組織を役員会と称している。
法人化の前は、大学の評議会、各学部の教授会で組織していたが、法人化に伴い、外部から経営についてのアドバイスをもらう経営協議会と、評議会に代わる機関としての教育研究協議会を設けた。経営協議会は年4回開き、様々な決定事項を承認する機関であり、教育研究協議会は、人事など学内に関わる事項を決定する機関である。
法人には、学長の選考会議も設ける必要があり、最初の任命以外はこの選考会議による選考に基づき任命される。
県立大の事務局体制としては、各理事がそれぞれ、教育、研究・地域貢献、企画・広報、財務、総務の各本部を担当しており、その下に事務局職員がいる縦型の運営形態である。本部長と学部長との関係で言えば、基本的には本部長が主体となって運営していく。
その他、お手元にお配りした「法人化による大学運営」という資料に記載されているような項目を決める必要があるほか、法人化により地方公務員法から労働基準法に適用が変わる関係で、就業規則も作らなければならない。
定款を作るまでにはまだ時間があるとは思いますが、以上のような法人組織の内容を決めていかなければならない。

委員 教養大については、県立大のように教授が理事になるケースはなく、例えば学科長やセンター長は教科関連の部分にだけ関わる形である。
最終決定機関である経営会議は、理事と外部委員の合同で開いており、学内の教授は理事長以外参加していないので、物事が事務局主導で決まっていく組織である。ただし、教務に關す

ることは、各教科の代表の教授が入る教育研究会議で決めていく。

規模の小さい大学であることから、このように、どちらかと言うと職員の力が強く、簡素化された組織になっており、逆に、教授は経営に対する責任が薄くなっている。

委員長

新大学も規模が小さいので、県立大のように理事になる教授からは教授職を外すというだけの人的余裕があるのかという問題もある。東京藝大や金沢美術工芸大では、理事になる教授も教授職は外れていないのか。

委員

藝大の場合、私自身は副学長と理事を兼務しており、教授職も外れていないので、多くの学生を受け持っている。実技系の大学の場合、常に現場を把握していないと、中期目標・計画を作成するための指示や意見の吸い上げ、認証評価を受けるにあたっての取りまとめなどといった理事としての役割が果たせない。

藝大の場合、副学長が3人おり、それぞれ教育担当理事、研究担当理事、事務局長を兼ねて受け持っている。経営協議会は、前期・後期1回ずつ程度開き、企業の会長レベルの有識者から経営についての意見をもらう形である。監事は2人いて、経営協議会や役員会に毎回出席してもらっている。

教授会については、私もオブザーバーとして参加し議論を聞いているし、理事報告という形で、役員会での動きを教授会に伝えるという役割も担っている。各学部の教授会は教育研究協議会の下にあって、教授会での決定事項が教育研究協議会や役員会で決定され、最終的には経営協議会で決まっていくという形である。

委員

金沢もほぼ同様だが、藝大よりも規模が小さいので、理事はオブザーバーでなく教授会の一員として参加している。また、下の教授会から物事を上げていくというよりも、上から下りてくるというイメージが強い。

教授会は、教育研究協議会の下に位置づけられている。

委員長

県立大や教養大も同様か。

委員

県立大は同様である。

委員

教養大は違う。教授会で正式に決めるのは、学生の休学・退

学の認定、入学・卒業の認定だけなので、学期の始めと終わりにだけ開催する。

教育研究会議に臨む際に、各課程長がどう自分の課程の意見を吸い上げるかは、教授会での決定を経るか経ないかも含め、各課程長に任されている。

委員長 国立大学の場合、教授会は理事会の決定事項を聞いて実行する組織にするのが独法化の趣旨だと理解していたが、公立大学法人や国立でも比較的規模の小さい藝大の場合は、教授会が一義的な決定権を持つ組織として機能しているのか。

委員 藝大の教授会は、情報共有の場として機能しており、報告事項を聞いて学部長が様々な判断を行っている。また、教授会の前段として学部の運営委員会があり、そこで十分にもまれたものが教授会に諮られるという仕組みになっている。

委員 金沢美術工芸大の教授会は、議題と報告事項の2つに図式が分かれており、議題では学生に関することなどを話し合い、報告事項では経営審議会や教育研究審議会の決定事項が報告されるという形である。

委員 県立大の場合、教育研究協議会に学科長が入っていないので、最終的に決まったことの伝達が教授陣に十分に行き届かない可能性がある。そのため、秋田・本荘・大潟の各キャンパス毎にキャンパス懇談会を設け、月1回、その月に決まったことを報告したり、意見交換したりしている。

委員 藝大の場合は、教育研究協議会はむしろ学部長が中心となって運営されており、例えば人事なども教授会からの報告があって、それについて協議会の承認を得るという流れになっている。

委員 細かい違いは事務局で調べた方がよい。

委員 独法化については、事務局でも各大学の違いを調べているところだが、今後、4大化後の身の丈に合った事務局の姿や組織体系のあり方を検討しなければと考えており、その過程において、法人化等検討委員の皆様にはこれまで以上に機動的に議論していただきたい。

副市長 法人化等検討委員については、人事に関する案件ではないの

		で、このタイミングで委員長に指名していただいてもよいのではないか。
	委員長	私としては異論はないので、ここで指名させていただく。 まず委員長である私と、笠原委員、佐々木松彦委員、藤澤委員、柚原委員の計5人の体制としたいので、よろしく願います。
【議事(3)	その他] 委員長	私から採用候補者選考委員の担当事項について提案させていただく。 採用候補者選考委員については、第1回の準備委員会において、今、お配りした資料のとおり決定したところである。 このうち、第2の選考委員の担当する事項については、採用候補者名簿を作成することを規定したところだが、今後の準備委員会の審議事項に、カリキュラムの編成があるので、選考委員の担当事項にカリキュラムの編成に関することを追加して規定したいと思うが、いかがか。 (異議なし) 他に、各委員・事務局から何かあるか。
	事務局	市民への4年制大学設置に関するPRについて報告する。 さきの第1回会議において、皆様より学生等に向けた4年制大学のPRについては、できる限り前倒しで行うべき旨のご意見をいただき、そのことについては、文科省と相談しながら早期に実施できるよう検討していく。 それと併せて市民へのPRについては、昨年度の有識者委員会においてもHP等により会議内容を公開してきたが、今後、さらに地域とともに歩む公立大学として、さらなる市民理解が必要であることから、今年度は、HPでは、本準備委員会での協議内容の公開に加え、市民によりわかりやすい形で情報を伝えるべく内容をリニューアルしている。 そのほか、市民全戸配付となる市の広報紙「広報あきた」や、市政ラジオ・テレビ、地域での市民との意見交換、市政PRなどを行う「市長ふれあいトーク」などを適宜活用するとともに、他のイベント等を通じた情報発信も検討しながら、4大化のPRに努め、市民に広く4年制大学設置について情報提供を図り、

市民理解を深めていきたいと考えている。

なお、これらのPRにあたって、皆様よりご意見等があれば、事務局まで随時お寄せいただきたい。

次回開催

平成23年8月31日(水) 14:00~